

平成30年度第2回協働支援会議

平成30年4月20日（金）午後2時

本庁舎6階 第4委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、及川委員、土屋委員、石橋委員、伊藤委員、  
加賀美委員

事務局：地域コミュニティ課長、神原主査、丹野主任、松永主事

久塚座長 全員そろいましたので、定足数は足りています。第2回の協働支援会議を開催したいと思います。

きょうの議題は大きく分けて四つあるわけですが、その他は特に、連絡ぐらいでしようけれども、次回に向けてということと、仕組みについての事務局説明ということになります。①から③まではそれほど時間がかからずに、一次審査の書類選考に当たっての事前協議といえますか、情報共有というところに少し時間がかかろうかと思えます。

では、資料を事務局のほうからお願いします。

事務局 では、資料のほうを確認させていただきます。

まず、1枚目が次第でございます。

2枚目が資料1としまして、プレゼンテーション実施要領（案）でございます。

資料2としまして、プレゼン質問票。

資料は以上でございます。皆様、おそろいでしょうか。

久塚座長 大丈夫でしょうか。では、中身に入っていきます。第1番目の議題をお願いします。

事務局 まず、最初に一次審査の書類選考の通過基準について確認をさせていただきます。

本日この後一次審査を行う前の情報共有を行っていただきますが、一次審査については前回の会議でご説明させていただいたとおり、通過基準は得点率のおおむね6割程度を基準とさせていただいております。

しかし、今年度は区の助成総額が300万円から200万円に下がっていることに加え、申請額の上限で申請いただいている団体が非常に多い状況です。そのためこれまでの通過基準ですと非常に大きな額の減額調整が必要となる可能性があります。これまでに最高で10万円減額した事例がありますが、大幅な減額は事業実施に影響が出る可能性がありますので、慎重な判断が必要であると事務局としては考えています。

なお、参考としてこれまでの一次審査の通過状況と二次審査の通過状況の統計なのですが、平均でまず一次審査を通過する団体は、申請された団体のうち7割程度が一次審査を通過している統計になっています。

最終的に二次選考を終わりました助成団代として決まった団体は、申請件数の約半分です。49.7%の団体が助成団体として決定しているという統計がございます。場合によっては、次回の会議で採点した結果をもとに、本日確認した通過基準を再協議していただく必要も出てくるかと思えます。

次回支援会議の際に採点結果を見て皆様でご協議いただき、決定していただくような段取りで進めさせていただきたいと考えています。この点についてよろしいかどうか、ご審議をお願いいたします。

久塚座長 今回の説明のとおりなのですが、事務局が少し気にかけていることは、例えば二次審査に十ぐらい出てきた。それはおおむね6割ということで十ぐらい残った。それで結構なのですが、二次審査で今度はさらにということをうまくできれば、結果的に200万のところにおさまればいいのですが、それが少し難しそうな形で一次審査の結果が出てしまうと減額ということをしなければいけない可能性がある。

大事なことは募集して応募してきたところが、応募してきた趣旨に沿って実施できるようなことということで予算というか申請の金額も決まっているので、あまり削ってしまうと実現ができないような金額なのに採択されたみたいな話が出ることになってくるので、そこはある程度例えば十の団体が、非常に点数が高いというようなことがあったにしても、結果的に先ほど申し上げたようなことが起こらないようなことを考えなければいけないというのが事務局からの説明です。

次回5月に入って、この委員会で一次審査の合格のところを、ラインを引く際に、今の段階で幾つということ案として申し上げているのではないのですが、こういうことも念頭に置いて審査を進めてよろしいでしょうかという趣旨の発言ですが、それでいいですか。

各委員 はい。

久塚座長 では、二つ目です。

事務局 では、続きまして、二次審査（公開プレゼンテーション）の実施方法についてご説明させていただきます。資料の1をごらんください。

こちらがプレゼンテーションの実施要領の案となっております。プレゼンテーションなのですが、一次審査通過団体を対象に実施いたします。プレゼンテーションは公開となります。

昨年度は団体の発表時間が10分、委員からの質問が10分の1団体につき合計20分で実施しました。これまでの会議の中で質問時間をなるべく多くとりたいというご意見がございまして、質問時間等については年々長くなっている状況でございます。

今年度のプレゼン1団体の発表時間について確認をさせていただきたいと思っています。今年度申請団体数は12団体です。過去の二次審査で最も短いプレゼン時間、こちらが、発表が7分で質問が3分という1団体につき合計10分というものなのですが、そちらを採用しますと申請されている12団体すべてのプレゼンが可能となっております。

一方で、昨年度のプレゼン時間です。発表10分、質問10分、1団体当たり20分の形ですと、最大で7団体のプレゼンテーションが可能となっております。

今回の会議で一次審査を通過する団体数が決まりますので、事務局としてはその団体数に応じて、昨年度の時間が確保できればその時間での実施とさせていただきたいと考えています。

続いて、プレゼンの実施方法について確認をさせていただきます。プレゼンの参加人数は1団体3名以内とします。プレゼン方法は自由ですが、準備時間も発表時間に含めます。また、プロジェクターを用意し、パワーポイント等を利用したプレゼンも可としています。また、プレゼン当日には、最終的な助成団体と助成額をその場で当日に決定していただくことになります。

二次審査の際の基準となる得点率につきましても本日確認させていただきたいと思っています。

こちらについても一次審査と同様で、前年度は得点率6割以上としておりましたが、助成総額や申請額を考慮すると、二次審査当日に審査結果を踏まえて基準を再検討する場合も出てくるかと思えます。こちらも状況を見て減額調整が大き過ぎると思われる場合は、再検討をお願いするような段取りで進めさせていただきたいと考えております。

以上、よろしいかどうかご審議をお願いいたします。

久塚座長 これも一次審査と同じ、ボーダーについてはそういうことなのですからけれども、事務局からあったように10分、10分だと7団体が可能だと言うのだけれども、本当は10団体も可能なのです。

ただ、午後から始めて、そしてちょっと表現はあれですけれども、多く傍聴といいますか、NPOの仲間の人たちが遅い時間まで拘束されたり、いろんなことが起こらないようにというようなイメージです。だから、夕方までかかるということだとすればという進め方です。

ただ、10分、10分にするかどうかというのは、きょう決めなくていいのですよね、まだ？

事務局 はい。

久塚座長 では、このようなことを念頭に置いて実施していく。それから、方法は3名以内と、これは従来どおりで機械使用可で、当日持ち込みの配布資料はよかったですね。

事務局 はい。

久塚座長 今はこのような進め方でよろしいでしょうかということなので、ここは大丈夫ですよ。

各委員 はい。

久塚座長 では、その先に進めてください。

事務局 それでは、ただいま二次審査の実施方法について確認をさせていただいたのですけれども、続きまして二次審査当日の委員の方からの団体さんへの質問の方法について確認をさせていただきたいと思います。

各委員からの質問については、これまでは代表質問者を決め、各委員が提出した質問票を参考に、代表の方に質問を行っていただいています。昨年度と同様代表質問者をあらかじめ決めておくかについても確認させていただきたいと思います

また、質問票につきましては、本日資料2としまして質問票のフォーマットをご用意しております。こちらは二次審査の際に使うもので、締め切りも次回支援会議の後ということになっているのですけれども、以前一次審査をする際にも質問は生じてくるという意見がございましたので、こちらのフォーマットは本日机上に配付いたしておまして、またメールのほうで様式のデータを委員の皆様へ本日送付させていただきたいと思います。

ですので、一次審査の最中に何か質問が浮かんだ場合には、そちらのほうに書きとめて

おいていただけるとよろしいかと思ます。

こちらのフォーマットなのですけれども、提出期限は5月18日となっております、先ほどの説明どおり次回支援会議、11日の後になっているので、先にご提出いただくのは採点表のほうなのですけれども、こちらに5月15日までに団体ごとの質問を記入して事務局のほうにお送りいただきますようお願いいたします。

事務局のほうで質問を取りまとめまして、5月18日までに委員の皆様にもメールを送らせていただきます。なお、団体ごとに質問を取りまとめた質問票が資料2の2枚目にございます。こちらは参考なのですけれども、昨年度はこちらの取りまとめた質問票を参考に代表の方が団体さんに質問をしていただく方法をとっておりました。

今年度につきましてもあらかじめ代表質問者を決めておくかについて、本日確認させていただきたいと思ます。よろしくようお願いいたします。

久塚座長 代表質問者を決めるということは、どういう形になるのかと新しい委員の方々にちょっと説明をすると、これは参考のほうですけれども、それぞれの委員から出された質問票というのが事前にあつて、右上のほうに代表質問者というのがありますけれども、代表質問者になった委員の方は例えば上から2人、衣川、衣川。それと伊藤、宇都木、竹井とこう出ていますけれども、この自分が関心あるところだけではなくて、質問の1から8までをそれなりにまとめるというか、それを取り上げて、そして委員会の質問というような形で、例えば伊藤さんが質問になつても1番と2番、2番のようなことも合わせて質問してあげる。

だから、10分で質問は結構厳しいのです。質問者が長い時間しゃべってしまうと、答える側は何か一つしか答えられないということになるので、そこはこれを事前に用意しておくので、それを半ぐらいで質問できるようにする。

きょう決めていただきたいのは、このように誰でもがはい、はいではなくて、形の上で代表質問者というのを決めて、その代表質問者になった方は、ほかの委員が出した質問を含めて質問をしていただきたいという方法にしますということによろしいでしょうかというのが案です。よろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 それでは今までどおりで。きょうはそれを決めればいので、幾つ団体がどれだけ残るかによって、それぞれが代表質問者になるのか、あるいはこの中から5人だけになるのか、これは変わってきますので、きょうは方法だけを提案して了承されたという

ことにいたします。

流れとしては次回の会議で、一次審査通過した時点で代表質問者を決めるということですね、次回のときに。それと同時にこの質問票を出すのが15日。これが出て、整理して委員の方にお返しするのは。

事務局 18日です。

久塚座長 ですから、18日から25日まで約1週間で代表質問者になった方は、理解をしてあげてください。と同時に、代表質問者を決めますけれども、その人しか発言できないということではありません。代表質問の方が何点か質問して、そこでサッと流れたということもありますので、例えばここに伊藤さんと書いてあっても、久塚が質問することもあるかもしれないしということです。

基本は事務局が進行係で、私が質疑の進行係というふうにならなっていくのだろうと思いますけれども、代表質問にならなくても代表の方が終わった後は時間があれば質問していただければというふうに思います。

ただ、10分というのが結構長いような、かといって甘く見ていたらあっという間に終わってしまうので、そこは時計を見ながら、あと3分とかそういうのは出ます？

事務局 はい。

久塚座長 あと3分とか出してもプレゼンテーションをしているグループがなかなかそれを見てくれない、一生懸命で。同じように委員もあと3分とこうなっているのに、それを無視してどんどん質問するということがありますので、進行にはご協力をいただきたいということです。

では、これが議題の(1)の②、実施方法まで大丈夫ですか。

土屋委員 代表質問のことはわかったのですが、時間があつたらほかの委員もというお話でしたが、例えば1番の衣川さんのその質問に対して、いや、そういうことではなく違うことを本当は聞きたかったのだと。ちょっと答えがずれていた場合、そのときにはほかの人はちょっととは言えないで、一応全部最後まで流して。

久塚座長 いいのですけれども、要はこれを始める前にちょっと事前の打ち合わせが委員会であって、それでこれがもう手に入っていて、質問者はこれを踏まえて質問をするわけです。そうすると答えがちょっとずれていても質問者は理解しているわけです、質問を。

だから、衣川さんが発言するのではなくて、代表質問者が、ああ、ちょっとずれていますと言うぐらい理解しておいてくださいということです。

土屋委員 なるほど、わかりました。

久塚座長 基本はそれです。だから、それを事前に例えば代表質問者になった方が、これをいただいたけれども、1番のこの質問についてはちょっと具体的にどういうことみたいなのがあったら、事前の打ち合わせで確認をしてください。

土屋委員 ありがとうございます。

久塚座長 あまり細かいことに入らないで大丈夫だと思いますけれども。ほかにはどうですか。

では、その次にお願いします。

事務局 続きまして、一次審査（書類選考）に当たっての事前協議に入らせていただきたいと思います。申請事業に対する意見や情報交換を行い、各委員に共通認識を持っていただくために事前協議を本日举行します。

まず、事務局から概要についてご説明いたします。今年度は12件の申請がございまして、助成申請額の合計は514万1,000円となっております。予算総額の200万円を大幅に上回っている状況となっております。

続きまして、ピンク色のファイルの審査資料一式をごらんください。こちらすみません、ちょっとおわびなのですが、一部資料が不足していたものですか、差しかえが必要になったものがございまして、順番に説明させていただきます。

まず、申請番号6番の団体につきましては、前年度に助成を受けた事業と同一事業を申請しているため、前年度の事業の事業報告書も審査書類の対象となります。こちらは以前メールで先にデータをお送りさせていただきまして、本日紙媒体のものは机上のほうに別紙として追加の資料として配付させていただいております。

また、その後ろのほう、事業報告書の後ろのほうに幾つか下にページ番号が振ってある申請書類の一部のものが入っているのですが、こちらは内容に一部誤りなどがあつたために差しかえとさせていただいている資料になります。

内容としましては、申請番号2番の団体と申請番号3番の団体と5番の団体です。この三つの団体について、例えば定款の一部が抜けていたり、スケジュール表の一部が切れていたりなどがございました。大変失礼いたしました。原本作成段階で少し抜けがございました。そのために差しかえ用の資料をご用意しておりますので、大変お手数ですが差しかえのほうをよろしく願いいたします。

久塚座長 差しかえ用ということの確認なのだけでも、皆さん、それ大丈夫ですか。

どこにどれをつけたらいいのかということをやってもらったほうが。みんなピンクのものを持っている。事務局にとじてもらいます。

事務局 そうですね、すみません、こちらで差しかえさせていただきます。

久塚座長 続けてください。

事務局 また、申請書類の内容面なのですけれども、1点だけ事務局から補足させていただきます。申請資料のうちの一般事業計画書です。事業について書いていただく紙なのですけれども、そちらの②で地域課題・社会的課題という欄がございます。この中で数値のデータを上げまして、その出典を明示されている団体が幾つかあるかと思えます。この点につきまして、出典として区の発行物を上げているものは、事務局のほうで記載されているデータが出典の内容と一致していることを確認済みになりますので、審査の際にはその点を踏まえてごらんいただければと思います。

久塚座長 確認済みということですね。

事務局 はい、新宿区のものについては。

久塚座長 だから、今これぐらいの数字でこうあるというようなことで、区のものを使っているときには、間違った数字だと話が違ってくるので、そういうふうにチェックは終わっているということです。

では、続きを。

事務局 本日は書類審査に当たって申請団体や事業内容の共通理解を深めるため、各委員に意見交換を行っていただきたいと考えています。前回座長より補足のご説明をいただきましたが、本日の事前協議は一次審査（書類審査）を行うのに当たって確認が必要な事項や疑問点などを確認していただくことを想定しています。

事業や団体の評価を行っていただく場ではありませんのでご注意ください。また、掘り下げた質問については、二次審査でしていただくこととなりますので、その点もご注意いただき、本日は一次審査に当たり最低限必要な事項を確認していただくイメージでお願いいたします。

本日の事前協議の結果も踏まえて、各委員には書類審査を行っていただき、結果については5月6日の日曜日。こちらは先ほどの質問票よりも早いのですけれども、次回の会議の前です。5月6日の日曜日までに必着で、事務局へメールでご提出をよろしくお願いたします。

様式なのですけれども、本日こちらでも電子データでお送りさせていただきますので、そ

ちらにご記入いただきましてメールでご回答をお願いいたします。

集計結果を5月11日金曜の次回の第3回協働支援会議で事務局から提示させていただきます。採点表を本日説明いたしましたとおり委員の皆様にもメールさせていただきます。紙媒体のものは第1回の協働支援会議で前回お渡ししているのですが、そこでもご説明いたしましたとおりAからEのアルファベット5段階で評価をつけていただきます。

各団体について、審査基準ごとに採点表に評価を記入していただき、その結果を事務局のほうで点数に変換して委員の合計点を集計いたします。

それでは、事前協議に移っていただきたいのですが、その前に伊藤委員より事前にご質問をいただいている点が3点ございますので、先にそちらについてご説明いたします。

久塚座長 ちょっと待って。団体数が少なかったら、例えば五つぐらいだったら1番についていかがですかという進め方もあるのですけれども、もう既に質問といえますか、ちょっと確認したいというのが出ていますので、それを確認して少しご議論いただいて、その後1番について、2番について、書類としては確認の必要はありませんねみたいな形で、順に最後のところまでいくという進め方でよろしいですか。そうしましょう。

それでは、その3点、伊藤さんからの。

事務局 伊藤委員より前回会議の後、3点ご質問をいただきましたので、その点についてご説明させていただきます。

1点目がピンク色のファイルの申請書類をごらんいただきたいのですけれども、59ページをごらんください。こちらは団体概要書の部分になるのですけれども、この中で団体の設立日が2019年となっておりました。こちら団体さんに連絡しまして、登記のほうも確認いたしまして、2016年の誤りであることがわかりましたので、単純な記載ミスでしたので、本日机上のほうの配付資料では正しいものを配付させていただいております。

残り2点については、内容にかかわる部分になるので、きょう委員の方から出ました質問と合わせて団体のほうに確認するものになっているのですが、参考までにまず263ページをごらんください。

こちらで貸借対照表になっているのですけれども、このうちの負債の部について、流動負債とあるのですけれども、こちらのほうの未払金ですとか、短期借入金について、どういった内容のお金なのかという質問をいただいております。こちらが書類の中身にかかわる部分だと判断しましたので、本日の上がった質問と合わせて団体さんのほうに後ほど確

認させていただこうと思っております。

最後に、357ページをごらんください。357ページが平成29年度の事業報告書という団体さんに関する書類になるのですが、その一番右の部分で事業費を記入する欄がございます。こちらについて単位が千円となっているのですが、千円ということだと非常に高額な事業費になってしまいますので、こちらが、本当に中身が合っているのかという点についてご質問をいただいております。

こちら申請書類の内容にかかわる部分だと判断させていただいたので、本日上がった質問と同様にまとめて、後ほど団体のほうに確認をとらせていただきたいと思いますと思っております。

久塚座長 答えはいつの時点で皆さん方にお知らせする。

事務局 答えは本日の質問を上がったものの中で、この場で事務局でお答えできなかったものは、後ほど団体に確認して事務局からメールで取りまとめ、質問と回答という形でお送りさせていただきます。一次審査の採点前にお送りさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

久塚座長 ということで、今伊藤さんが指摘してくれたようなのを含めて、よしあしという話ではなくて、ここはこういう記述になっているけれども、本当にこれでいいのでしょうか。事務局も想像して括弧、千円という、これは違うのではないみたいな答えをしてくいので、書類として出ているものについて当該団体に聞くということをします。

では、ほかの委員の方。

伊藤委員 274ページ。活動内容。イベント会場とやる回数が出ているのだけれども、人員は全然出ていない。多分これ自体は年間活動しているあれです。冬期の冬のこのグラフにもいろいろあって、その中でアイススケートをやっている人間もかなりいる。新宿区の助成金ですので、この各イベントでどのぐらい参加するのかということと、それから新宿区民が何人予定されているのか。そこら辺がないと採点のしようがない。

それと、もう一つ。トレーニングで明治神宮はいいのですが、新宿区から近いから。江戸川のこのスポーツセンターはえらく遠くて、バスに乗っていかなければいけないところ。そこに行くのに新宿区の知的障がい者の人が果たして行けるのか、行けないのか。もし行くとすれば引率して行くのかどうかとか、そこら辺がわからないとちょっと採点できないような。

久塚座長 今のをまとめると、ほかの団体ということではなくて、この274ページに

ある活動内容というところを含めた審査評価をするために、何をこの後ということは書いてあるけれども、どういうところでどうするのかという審査するためには、具体的な対象物が見えないので、そこを教えてほしいということを事務局、お願いいたします。

事務局 すみません、確認させてください。まず、この氷上トレーニング等の定員ですよ、何人ぐらい募集をするか。

伊藤委員 料金が、受益者が書いてある。そこが全然人員が書いていない。

事務局 書いていないということですね。わかりました、これは確認をします。それから、2点目なのですが、273ページの①に事業目的概要というところがございます、ここで一応知的障がいのある区民を対象にということで、対象者は区民に絞らせていただいておりますので、区民以外の方がここに入ってくるということはないです。

伊藤委員 このプログラムには絶対入ってこないということ？

事務局 ええ、まず募集の時点で、区民で新宿区にお住まいの知的障がいのある方ということで募集をするということで聞いていますので。

伊藤委員 これをちょっと直せばいい。さっき言ったような交通手段、どんなふうにな新宿区の交通を。というところが結構問題になるものだから。

事務局 そうですね。それを一次審査の時点で確認をするということによろしいですか。

伊藤委員 そう。そうしないと危険性があるということで、それを確認しないでやってしまっ、現地集合なんてやられるとどうしようもなくなってしまふ。

事務局 では、それはもう書類審査の上で確認をするということですね。

伊藤委員 そう、安全確認。

事務局 わかりました。では、江戸川区への通い方というか、集合の仕方みたいなところを確認するということによろしいですか。

久塚座長 そこを確認の仕方を上手にしないと。何か評価につながるみたいな話になっていくとよくないので。この事業はこういうものなので、審査するに当たってはこういう情報が必要になりますので教えてもらえればという聞き方のほうがいいと思う。

事務局 わかりました。

久塚座長 では、ほかの委員の方、ほかの団体でも事業でもいいのですけれども。

宇都木委員 関連で今のところ、予算、277ページのこの事業予算。収入は1回30人になっているのだけれども、ここはここに書いてある合宿以外のところの人数も30人なの？

事務局 それは確認をさせていただきます。

宇都木委員 固定なのだよね、この人たちは。たびたび違う人が来るのではないのだ。そういうふうに理解をしていいのかどうかだ。

事務局 わかりました。毎回同じ方を対象とするのかどうかというところでよろしいですか。

宇都木委員 うん。

久塚座長 そこもよろしくお願いします。

事務局 はい。

久塚座長 では、ほかに。

土屋委員 同じところでなのですけれども、275ページの先駆性・専門性のところに、ちょうど真ん中ぐらいにスケートにとどまらずほかのスポーツも数多く実施しているため、もしスケートが合わなかったとしてもほかの道を勧めることができるか書いてあるのですが、もしこれはこの知的障がい者の方がスケートに合わなかったら、別のスポーツをこのプロジェクトの中でやるというようなことなのでしょうか。そうすると中身がまた変わってくると思うのですけれども。

伊藤委員 書き方はそういう書き方ではなくて、多分僕が言ってしまいうけれども、いろんなメニューだから、スキーだとかスケートだとか。スキーでもいろんなアルペンもあればいろいろある。スケートも距離やスピードもあればフィギュアもある。だから、そういう面でその人に合わなければ違うスポーツに触れますという話。

事務局 だと思います。

伊藤委員 これも事業は事業自体としてやっていくわけで、その中でどうしても合わない子がいれば終わりではないです、そのほかのプログラムに進めていきますということだ。

土屋委員 なるほど。このプロジェクトとか事業ではないところで、そっちのほうの予算を使ってやりますと。

久塚座長 団体としてはそういうものですよというイメージです。

だから、今ご質問、最後にあったように、そういう人たちはここのこの方法でもし合格してそのお金が入ったときには、そういう人たちには違うのをやりますという読み方ではないのだと思います。

土屋委員 はい。

久塚座長 ここの書き方は、自分のところの団体の、あるいはやっていることの説明が

少し入っているというようなイメージですよ。

事務局 そうです。

久塚座長 ほかに。

及川委員 及川です。2点教えてください。1点目が。全体的なあれなのですけれども、審査に当たって団体に対する助成金と事業に対する助成金という観点で結構考えてはいます。過去に委員会でそこをどういうふうに導いていたかというような流れをもう一度教えていただけたらと思います。

伊藤委員 団体助成と事業助成。前はだからもっと言ってしまうと、古い、初期のほうは事業助成よりも団体を育成するというような観点があったじゃない。だから、そういうところを主体的に見ていったというのだけれども、最近になると団体助成よりも2年ぐらいだけ事業助成に変わってきているから、どっちかという団体を育てるというよりも。だから、その一つ。

事務局 一応担い手の育成というところで、団体を支援するような助成金としてこれまで進めてきてはいたのですけれども、今年度から新宿区内のNPO法人に限らず助成をしていくというところで、新宿区の地域課題を解決するような事業に対しての助成に切りかえをさせていただいていますので、団体の支援ということでは今年度はないです。

及川委員 過去に団体として支援して、今度はこの事業に限らず団体として区がお金を入れて支援しているところに今回の事業として、またお金を出したものかどうかなというのはちょっと気になっていたものですから。

例えば一つ目の団体さんで、ゆったりーの事務局になっている方なのですけれども、ゆったりーのはすごく公益性が高いと思うのですけれども、ここでは14ページに新宿区との連携実績というところで、子育て審議会とかいろいろ何点か書いてあるのですが、これなんかは幾ら補助金が入ったとかは書いていないのですけれども、ゆったりーのさん自体に区のお金が入っているのでしょうか。

地域コミュニティ課長 ゆったりーのは区が委託で、今も一定の公費を投入しています。

及川委員 そうなのですね。では、ここには書かれていないけれども、それがあった上に、さらに今回はこの事業にということ申請しているという意味ですか。

地域コミュニティ課長 ゆったりーので行っている事業とは全くそれは別物という理解をしていますし、団体さんもそういう形で活動をしているので、ゆったりーのとは全く切り離して考えていただいてよろしいと考えます。

及川委員 場所貸しているような形なのですかね。

地域コミュニティ課長 そうです。そこを拠点とはしているけれども、ということです。

及川委員 わかりました。あとすみません。5番の団体は団体のところの説明書に所在地が四谷の松本館で、それから代表者の方の連絡先のところはゆったりーのになっているのですけれども、これはどういうふうに読めばいいのでしょうか。

伊藤委員 ゆったりーのは事務所。所在地は登記しているところだから。

及川委員 ああ、なるほど、わかりました。

久塚座長 これからちょっと難しくなってくるのは、NPOというか法人格を持たないような団体の場合に所在地は難しいのです。ただ、ここは大丈夫だけれども。これが個人の家みたいなことにしたり、借りている人は個人の名義で電話を借りたりするようになるわけ、法人としてではない。

そうすると、ちょっと難しいことが起こってくるので、事業として区外、それからNPO法人に限らないというふうになったときには、書類の書き方として住所とか所得とか支出というのがちょっと違った形に見えてくるのです。個人のもの通帳ではないですか、法人ではないので、郵便局なんかでもできないので。

だから、画一的な書類にならない部分があるというふうに理解をしてください。

及川委員 わかりました。あともう一つなのですからけれども、申請のほとんどがイベント関係なのです。1から12番までのほとんどがやっぱりイベントやワークショップばかりの事業になっているのがすごく気になっていて、今までの経緯ですとか、どうしてもイベントになってしまうのかというところをちょっと教えていただけたら。イベントが多分新宿区は多いので、区として既にダブっているようなものというのは、あらかじめわかっているようなもので、ちょっと同じような内容でイベントをするというのとかは。

要は同じような内容のイベントを区でやったり、ここでまた提案して、私たちはそういうことを知らないで、これはよさそうだと思って選ぶけれども、かぶってしまうようなイベントになると、お金を出す効果が薄れてしまうのかなと思うのですけれども、そういうのは何か？

久塚座長 難しいよね、今のところは。

同じところからいうと、区であれ国であれ人々が困っているという。巨大にやっているかどうかは別として大体カバーするわけでしょう。NPOが幾ら新しいことを考えてもそれをやっているという話に大体入ってくる。

まずはそこは総論的な。二つ目の考えなければいけないのは、やっていることをNPOがやるというのはとてもいいことで、しているとか、あるいは将来の協働とか、区がやるやり方の場合はこうだけれども、NPOがやったら同じような事業に見えるけれども実は違う。

だから、同じように見えるということ自体が間違いではないのという論点が二つ目。だから、今及川さんが言ったみたいに区がやっていることと同じことというふうに見るのか、主体が違うのでやっていることは、形は同じように見えても全然違うのだというふう理解するか、多分論点が残るわけ。

だから、同じだというふうにと考えると、誰が提供しているのということの違いだけというふうになってしまうのです。

及川委員 中身が同じだということを非難するわけではなくて、かぶることによってマイナス効果になってしまうちょっと心配はないのでしょうか。

久塚座長 おっしゃっていることはわかるのですけれども、そうするとNPOとか市民団体とか区民は何もしなくなります。要するに、区がすべきことなので、区からお金をもらって一生懸命やろうとしていることがばからしい。区がやるべきことだと、そういう考え方をすると、そうなったときに。

だから、区がやっていて同じようなことに見えるようなことをやって、事業として行うということはこの委員会がどういうものとして位置づけるか。今度は思い切りかじを反対に切ると、同じようなものをやる。ある程度金額もこれの10倍ぐらいになって提供しました。そうしたら今度は区は、ああ、あそこがやるからうちはやらなくていいというふうに手を引くというようなことになると、今度は民間委託で区の仕事をしないという逆の批判も出てくる。

だから、そもそもやるのは、区なのか、個人なのかと両方局に分かれるわけ。及川さんはどっちだと思う？

及川委員 両方があればいいですかね。

久塚座長 だから、重なる。始めから決まっているわけではないです。

及川委員 わかりました。

土屋委員 今のことなのですからけれども、こっちは来なかったというのが、でもこっちは来るということは、区民はニーズがあるということなのです。片方は来なかったのは、やっぱりやり方とか何かそういうことの問題なのかというふうに思うのです。

単に同じことが重なったからというような考えはちょっと違うかなと。ニーズを考えれば同じようなことが二つあった。本当は両方たくさん来るはずなのですけども、と思いました。

及川委員 そうですね、いろいろな要因があつて。

伊藤委員 伊藤ですけども、今のは同じようなイベントがいろいろある。だけど、同じ例えばこっちでサッカーをやっている、こっちもサッカーをやっている。これ、表面的にはサッカーをやっているから一緒なのだ。だけど、これに期待する出力、どんなものを出力を期待しているの、そこで分かれてしまう。今言ったようにこちらはサッカー選手を呼んで一緒にやった、見ていただけだけれども。こちらはサッカー選手を呼ばなくても地元の子どもたちと一緒に楽しむとか、そういう目的が違う。目的が同じで出力も同じであれば問題性が出てくるけれども、出力が違うのだからいいのです。

久塚座長 だから、及川さんはその目的のところまで踏まえてちょっと気にしているのでしょう、多分。

及川委員 突き詰めていくと人数が入らないとせつかく……方向性が違ってアプローチをしているということがあつても、人が入らないとそういういかに皆さんに伝えていくかということになるので、どうして入らないのかなとその辺も考えていたのです。その中である部長さんがそういうことをおっしゃっていたので、その要因を一つひとつ取り除くのがいいのではないかなと思ったので。

久塚座長 だから、NPOのほうに例えば人数が入らないとするじゃないですか。それはまだいいほうなの。NPOに入って、区がやるのに入らないというのと比べると。そうになったら、だから土屋さんと伊藤さんが言ったみたいに、それはそれとして今度は伊藤さんが最後発言したみたいに子どもたちを遊ばせるというか、のびのびとかそういうので全く同じみたいに見えると、これは考えなければいけないという話になってきて、採点のところはどうするかという話は当然出てくるのだと思います。

及川委員 わかりました、参考になりました。ありがとうございます。

関口委員 ちょっと私、いいですか、関口です。まず1点目のご質問にあった事業助成か団体助成かという話でいくと、これはもうこれまでずっと事業助成です。要素が団体育成的な要素はどこでもあるのですけれども、今もあるのですけれども、いずれにせよ何かしら事業をやらなければ助成金がもらえないので、組織助成か事業助成かの二分で言えば事業助成なのです。

これはもうそういう制度なので、それはそれで私はいいと思っていますし、その事業をいかに成果を上げていくかというところなのです、事業助成の特徴というのは。

2点目について、イベントばかりという話はあるのですけれども、でもとはいえイベントと言えば全部イベントですけれども、ただその内容はバラバラだし、やることもバラバラで個性が出ているので、それは全部出来事とかイベントというふうに総称してしまえばそうなのですが、それはちょっと、どうかと思います、議論として。

あと何で、ではそういうことになりがちかというと、それはやっぱりこの制度で出てくる助成対象経費の内容とか、あとはその上限が50万であるということから考えると、それはどうしても一定の取れんがなされてくるのです。やりやすい事業、このアッパー50万で、かつ助成経費で常勤職員の人件費が出せないとかそういうのがあるのです。そういうフレームの中でみんな工夫するわけなので。それはやっぱり一定の方向性が、固まりがちという。

今回は確かにたまたまそういう、ごらんいただくとイベントばかりだなと思われるものが出てきてしまったという理解だと思います。

及川委員 わかりました。

久塚座長 2番目のところで関口さんが言って、及川さんもわかっているとは思いますが、1年間通して毎日清掃事業をしようみたいなことになると、本当に何人来たのから始まって金額がすごく膨れ上がって、それにお金を出すのみたいなことになるじゃないですか。

だから、行うことが年に何回とならざるを得ない。年に何回というとイベントになってしまうのです。あるいは、どこかを借りて1週間何かを展示するとか、その後子どもたちをどうするかという区の行政みたいにならざるを得ないというのは非常に難しい。

だから、高齢者の見守りとか声かけみたいなことをやっても、毎日それをやっていたらこの金額では無理なのです。それが関口さんが言った50万ということで進まないでしょう。そうすると、どうしても言葉はイベントと言うのだけれども、ポイントで何かをやるのがベースになって、それを基礎として自分たちで力をつけていたり、あるいは毎日継続的にやっていることについて、やっぱりそういうイベントものというのはやるのは大変だけれども、経常的に実施している団体にとっては、こういうのが自分たちのお金ではない。いただくことによってできることで講師と接触できたり、ああいうことができるというのは非常に助かるという。

だから、助かるとは思っているところはたくさんいるのだけでも、本当にもう大丈夫なのというのを見定めてもらわないと困るという。

及川委員 よくわかりました、ありがとうございます。

伊藤委員 イベントは一つの人集めの手段だから。大量に地域に集めるのはイベント的になるわけだ。集めた人に何を与えて、どんな感動を与えて、どういうふうにして今後もその人が社会貢献活動だとかボランティア活動にいつてくれるか、そののとらえ方だ。みんなそういう理論でやっているわけ。

関口委員 今回レベルが高い団体は多いと思う、差が激しいというか。だから、採点のときは、私はめり張りつけてやろうと思っていますけれども、結構、ああ、すごい、よく書いているなというか。本当によく調べているなというか、すごい現場のニーズとか、ああ、新宿区の特長とかを踏まえているなと感心という。

久塚座長 本当に制度を変えて300万から200万に下げただけけれども、何というか、育ってきたなというか。

及川委員 4番の団体のことでちょっと事務局の方にお聞きしたいのですが、新宿区との連携はあるようなのですが、補助金をいただいたり。やはりほかの助成金などに関しても同じように新宿区にかかる活動ということで助成を得ることはできているということなのでしょうか。

地域コミュニティ課長 子ども未来基金です。子ども家庭部がやっている子ども未来基金に申請をして、かつて助成対象になったと思います。

及川委員 オーケーだったんですね。

地域コミュニティ課長 はい、そのときは審査は通っています。

及川委員 なるほど、わかりました、ありがとうございます。

久塚座長 ほかの委員の方は。

地域振興部長 2番の団体ですが、6月に親子料理教室開催となっておりますが、この団体は子ども食堂というのをやっています、それとの差別化というのでできているのかどうかという話と、それから50ページです。

収支予算書があるのですが、この中で消耗品費のところ子ども用包丁を20人分買うとかいうのがある。これはそんなに買う必要があるのかどうかという。そもそも地域センターの調理室か何かを使うのではないかと思うのだけれども、これ定員の関係でそんなに親子で行って入れるかどうかという話です、20人も。そこら辺がちょっとわからないで

す。

それから、同じく50ページのところで事業費の⑤、その他謝礼で3,000円掛ける2名、毎回2名の謝礼。それから、そうしたら交通費、ボランティアの方へ2人ですか。ボランティアは事業によってはボランティアの人数が変わりますとありますが、毎回2名分の交通費しか出ていない。こちら辺は何かこれ、入りましたか。1回だけ料理教室をやるのですよね。ああ、2回か、1カ月に1回。

事務局 はい、2回。子ども食堂との違いにつきましては、改めて確認をさせていただきます。

それから、次の包丁の本数なのですけれども、20本の根拠と、あと定員的に20本買うということは、親も入れて40人ぐらい。

地域振興部長 子ども用包丁だから。大人用包丁は、地域センターの調理室には包丁とかあるじゃない。なぜ20本にするのかが。

事務局 40人の定員だった場合にちょっと大丈夫なのかどうかということも含めて、では包丁の本数と含めて確認させていただきます。

あともう1点、その他謝礼と交通費の2名のボランティアにつきましては、この2名ということでイベント自体は大丈夫なのかどうかということで確認をさせていただきます。

久塚座長 ほかにありませんか。

関口委員 10番の団体について、財務諸表なのですけれども、359ページかな。貸借対照表なのですが、正味財産がマイナス192万2,127円債務超過ということなのですけれども、肝心のその負債の内容が全く書かれていなくて、一体何でマイナスなのかというのがさっぱりわからないので、ちょっとここをご確認いただきたい。

事務局 わかりました。

関口委員 多分短期借入金とか長期借入金とか、何かよくわかりませんが、そこら辺の科目が漏れているのではないのかなと思います。どこかで記載が消えているのです。だから、その貸借対照表上の表記が引き継がれていなくて、前期繰越だけ引き継がれている。差しかえられるなら差しかえてもいいのですけれども、本来的にはその差しかえは総会決議事項なので多分終わらないので、それだとしてしょうがないから差しかえは後でもいいのでその内容を。

事務局 はい。

宇都木委員 宇都木です。10番の団体。339ページ。若者高齢者共生テーマシェア

エリア支援事業。これはいわば不動産業です、不動産業。だから、こういうことについて新宿区の政策としては今問題になっているから、いろいろ。勝手に自分のマンションを貸してしまったとかといていろいろ住民で問題になっているからそういうことと、行政の政策とこれとのかかわり合いというか、整合性みたいなのは何か大丈夫なのですかという心配なのです。

これは端的に言うと不動産業ですから、これやろうとしていることは不動産業なので。だから、そういう新宿区もそういうことをやってはいけないと言っているのでしょう、勝手にマンションを貸したり。

地域コミュニティ課長 民泊ですか。

宇都木委員 うん、民泊したり。

地域コミュニティ課長 新宿は一定のルールをつくって、ここまではいいよという一応の縛りはかけています。

宇都木委員 だから、それとそういうものの政策との関係で、これはどういうふうに位置づければいいのか。これは全くそれとは触れることもない、問題ないのだということなのか、ちょっと心配なのだ。

事務局 わかりました。

関口委員 要はあれです、宅建業とか、宅建を持っていないとか、不動産業の免許がないのに、許可がないのにこういうことをやって、義務法違反が問われる可能性は本当にないのですよね、調べましたかと聞いていただければ。

宇都木委員 うん、それもあるのだけれども、問題は新宿区がやる事業の一つとしてこういうことを認めるということは、新宿区自体がこういうことを区の政策として容認しているということになるから、そこはちゃんと整合性を図っておいたほうがいいのじゃないの。それから、関口君が言う心配は、当然これはほかのこととして出てくる。

久塚座長 確認できる範囲で確認してもらっていいですか。

事務局 法令違反にならないのかどうかというところを区側でももちろん確認をしつつ、団体さんのほうにもそのあたりはどういうふうになっていますかということで確認をさせていただくような形でよろしいですか。

一応その安全対策、341ページの安全対策のところでは、その宅建業者とかシェアハウス専門不動産業者などの専門家への協力依頼というところは記載をさせていただいているので。

宇都木委員 協力を依頼して、そっちの名前で実際はやってしまっていたら、助成金がそっちに使われているということになるじゃない。

NPO法人がそういうことを自分たちの事業としてやる場合に、法的な問題だとか区の政策だとかの関係が抵触してきたり、何か問題が出てきたりしないかどうかということが問題なので、不動産業者と一緒に、資格を持っている業者と一緒に協働でやりますから心配ありません。それは全然違う話だから。

久塚座長 一つは新宿区としてそれが見え隠れ、可能性としてということで心配ないですかということ、内部で。もう一つは、この団体としてどうなのかというような確認の仕方です。

事務局 わかりました。確認をさせていただきます。

関口委員 やっぱり区民の方とか議会の方の注目が高くなってしまいかもしれないので、慎重に念入りにやりましょう。

久塚座長 そう。今関口さんが発言したみたいに、新しい委員さんは気がついたと思うのですけれども、予算、決算にかかわってくるようなことでもあって、議会で本当にこんなのがいいのかみたいな質問が出たら、部長を初め全部答弁しなければいけない責任を負うわけです。

だから、審査というのは私たちが個人個人、価値基準を持っているけれども、きょうの情報交換というのはこういうところにも気づいて審査しましょうという。これがいい、悪いではなくて、明確な、届いていないところを点検いただいていると理解してください。いい、悪いということではなくて、ちょっと理解をどうしたらいいのですかみたいな。

及川委員 以前から思っていたのですけれども、事務局のほうでいろいろ団体さんとの交渉の際のお話し合いの資料なんかを、内容なんかを少し教えていただくことというのは可能なのでしょうか。

事務局 基本的には書類に書いてください、わからない部分は確認をして記入をしてくださいということをお願いしていますので、個別でお伝えすることのないように、この書類の中でわかるように整えて一応お出ししているつもりではいるのです。

あとはその団体さんによって書き方がやっぱりちょっとわかりづらいなという書き方になってしまふところも正直言って中にはあるので、ごらんいただいてわからなければちょっと聞いていただくというような方法しかないと思うのですけれども。

久塚座長 そうね。

関口委員 フェアですから、フェアな。

伊藤委員 こういうふうには直したらいいですとは言えないから。

事務局 そうなのです。

土屋委員 今のことなのですけれども、事務局でそういうことをお伝えすると、一つのプレゼン的になってしまうということがあるので、やはり私たちはこの紙媒体で同じような条件のところで考えていかなければいけないのではないかなと思います。

久塚座長 うん、基本はそこ。そして、きょうの会議の中で質問が出てきたら事務局はこういう対応をしました。結果としてこの紙になっていますという、ここなのです。だから、審査の対象は、一次審査はこれなのです。これを読み方がわからないときに、漢字の間違いではないですかとか、2018年なのに19年とおかしいねというのはいいいわけ。

こういうふうには指導したらこうなりましたみたいなことに近づいてくると、もうちょっとこういうことを言ってあげたらよかったのみたいな話になって、それはでは十幾つの団体に等しく言えているかという、書類が整っていないようなところには様式に合わせた書き方をしてください。それ以上言えないのです。

それ以上こう書いたらこう見えますとなるとAの団体に通りやすくして、Bは自分のところで形の上つくられていて、あまり上手ではないけれども整っているからそのまま出してしまったとなりかねない。

だから、これで基本でいきましょうということで、これについてご質問があったら答えられますという。実はというのできょう幾つか出てきたのは全部それなので、問い合わせ、持って帰ってもらって。

及川委員 この資料のことで事務局にお願いがあるのですけれども。資料が結構枚数が多くて協働事業のときに、事務局とちょっとお話ししたことがあるのですけれども、全体の分量を何枚以内とかというふうにするのは、ちょっと減らしていくというようなお話は出たような気がするのですが、これはもうちょっと減らすと。具体的には写真がすごく1枚に1ページ、ピッと載っていたりというのがあって、実際委員がより深く問題点を探していくのに、ちょっと分量的にこれはどうなのかなと思うところもあるのですけれども、その辺は。

久塚座長 それは別の議題なので、一次審査、二次審査が終わって、会議の中でこの制度をめぐってという議題を立ててやるということでもいいですか。

及川委員 わかりました。

石橋委員 どれにというよりも基本的なご質問。皆さんに向けて全体に向かって、人件費でボランティアという表記とスタッフという表記があるので、スタッフというのは人件費が発生するのかなというイメージがあるのですが、ボランティアで時給1,000円とかというの、これはどういうふうに。もうイコールと思ったほうがいいのか、ボランティアと書いているけれどももうスタッフという。

伊藤委員 スタッフじゃない、スタッフとボランティアは違うから。

石橋委員 私は個人的にいろんな活動でもうすべてボランティアで、全くそういったものは出ません。強いて言うなら午前と午後共通するものはお昼をいただけるぐらいなものがあるので、結構どこもボランティアさんの人件費があるのは、そういうものなのかなという、本当に基本知識がちょっとないので。

久塚座長 今回の表記は言葉としてのボランティアというのがすごい幅が広がっていて、これがいいか、どうかは別です。だけど、有償でやっているものについて、片仮名のそういうのをつけて申請を出してくるのが多い。だから、例えば10人雇う。コンビニの前に時給1,000円とか書いてあるのが張ってある、スタッフ募集と。あれをスタッフというのがボランティアに変わっただけのようなものもあり得る。

だから、無料で誠心誠意一生懸命やるというような人たちを固定的にボランティアというふうに、できるだけ有償はおかしいという議論はあったのですけれども、今は言葉の使い方としてはそういうふうに言うのです。

これからですけれども、石橋さんの質問で言うとそれぞれの団体の中に必要な経費の中にそういうふうに書いているものというのは違反ではないですよ。

事務局 違反ではないです。

地域コミュニティ課長 区のほうでもさまざまな事業でボランティア謝礼というのがあって、基本的には交通費相当額というところで、おおむね1,000円あたりを一つの基準として予算を組むケースが多いので。その程度だったらボランティア謝礼としては妥当かなというふうに考えています。

石橋委員 そういう意味では私も交通費の1,000円というのは妥当だなと思うのですが、見ていると時給1,000円でプラス交通費1,000円というのもそれなりにあるのと、私も今おっしゃることの中で、ああ、こういうお仕事という形でできるものもあるのかなという、時給1,000円もらえるなら十分だなというふうにも。

関口委員 非常にこのいわゆる有償ボランティア問題と呼ぶのですけれども、有償ボラ

ンティアは労働者なのか、ボランティアなのかというのが、すごくまだ論争があって、しっかりとした定めはないのです。

おっしゃったように時給1,000円でボランティアと書くのは、これは適正か、不適正かで言うと不適正なのです。というのも、そのボランティアは労働者ではない。有償ボランティアも労働者ではないという建前で言っていますので、助成対象経費の仕分けでも、その団体構成員とかその給与についてはその下のほうに書けと。ボランティアの謝礼は上に書けというかけつけなので、給与として出すのであれば下に出てきて、20%の枠でははまりますのでわからない。その雇用しているのであれば、アルバイトでもパートでも下に書かなければいけないのです、その対象経費。その20%枠が、全体の20%枠がはまるという枠があるのです。だから、その団体さんがそういう意図だったかわからないですけども、その枠を超えて助成対象経費の中に人にかかわる経費をのっけたいと思うと、ある意味脱法的にだったらボランティアということにして、ボランティア謝礼で時給1,000円と書いてのっけてしまったかもしれない。それはわからない。

久塚座長 だから、今一番キーワードで大事な言葉が、関口さんが言ったのですけれども、ボランティアという言葉ではなくても、人にかかわる経費ということなのです。それを20%の枠の中の下の方でやるのか、要するに人に何かやってもらいますと。その人にお支払いするとか、無料であるとか、そういうことをどういうものとして各団体が位置づけているかということなのです。

関口委員 もう一つ、社協さんのボランティア保険とかも使う場合というのは、あくまで無償ベースのボランティアが対象になっていたりするのです。だから、そこら辺はやっぱりあと労働規程の関係で、そこは今後いろいろこの後出てくる協働事業助成とかでも、果たしてそれが労働者なのか、ボランティアなのかというところは、今後いろいろ論点として出てくるので、ぜひ注目して見ていただいて、二次審査まで残ったらぜひ質問していただければ。

宇都木委員 一般的に言うと市民活動の多くはNPO法人であれ、正規法人であれ無償が多いです。私たちの地域で事業提供やっているけれども、みんなもう無償です。もっともどこかに行くときには、団体としてどこか行くときには交通費は出してもらおうとか、そういうことはあるけれども。

久塚座長 だから、ボランティアという言葉自体がもう何か妙な形で語られるようになっているので、これはどんな団体かは別として、もし質問するチャンスがあったら聞くの

はいいことだと思います。

関口委員 補足でちょっと1点。だから、審査の際に注意していただきたいのは、先ほど言った例えばボランティアの方ないしはそのボランティアによって実施したイベントの参加者とかが万が一事故とか、あるいは途中で、来る途中で事故に遭ってしまったとか、あるいは何か人を傷害的になったとか、傷つけてしまったときに労働者であれば例えば労災もおりますとかあるじゃないですか、働いていれば。

だけど、そのボランティアというのは、普通はボランティア保険とか行事保険、ちゃんと皆さん結構入ってくださっているのですけれども、そのボランティア保険で大丈夫と思っただけでも、いわゆる有償ボランティアは対象外ということをご存じなくて、保険事故だと思って発生してしまったら、実は対象外で自腹みたいなことはよくあるので、だからそういう何かちゃんとこの団体はわかっているのかなというのもしょっとこう見ていただいたらいいかなと思います。

久塚座長 次の会議までに皆さん方それまでこう読んで、どういう点数を出してくれるか。個人の点数なので、どなたが何点というような話は見えない。そして、それが原案となって出てきて、60%あたりでラインを引くのですけれども、先ほど事務局から発言があったみたいに非常に多くなったり少なくなったり、あるいは59.9と60.1みたいなのが結構層がもうガサッとあったら、間に線が引きにくいとかいろんなことが生じてくるので、それはその際再協議というか、第一次原案が出てきて、これでいいですかという話をして、最終案というのができて、それについて、はい、合意、いいですと。よろしいですね。

では、事務局は次、連絡事項。

事務局 視察のご案内をさせていただきたいと思います。

協働事業提案、今年度2事業評価をしていただくのですけれども、今年度からその視察の時期を限定しないということと、あと評価に間に合わない場合は、事業報告会を代替するというようにさせていただいております。

その上で今年度評価対象の2事業の視察について、お諮りをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目ですけれども、実施3年目になります地域防災の担い手育成事業のほうなのですけれども、こちらはちょっといろいろ検討したのですけれども、評価の時期までに間に合うイベントがどうしてもちょっと見当たらないということで、申しわけないので

がしんじゅく防災フェスタ2018、本番のほうをごらんいただきたいと思っております。

9月2日、日曜日を予定しております。これは3年目の評価の9月ということですので、事業評価のほうには残念ながら反映することはできないのですが、位置づけとしては視察ということで実施をさせていただきたいと思っておりますので、ご参加いただいた委員の皆様には、通常の視察と同様に報酬のほうもお支払いできるような形で調整をしたいと思っております。

日程等につきましては、会議日程のほうに追加してメールで送らせていただきます。時間等はまだ決まっておりませんので、また近づきましたらお知らせさせていただきます。

2点目の実施2年目のごっくんリーダーのほうなのですが、こちらは5月28日月曜日の午後になりますけれども、また榎町地域センターのほうで。

新宿ごっくん体操講習会というものををごらんいただきたいと思っております。いよいよごっくん体操ができたということで、でき上がった体操のほうの講習会をぜひごらんいただければと思っております。

5月28日月曜日の午後。時間のほうは、まだ決まっておりませんので、追ってご連絡をさせていただきます。

視察については以上でございます

久塚座長 では、二つのところは扱い方をそうしますということ。

あとは次回の開催予定をお願いします。

事務局 次回が5月11日金曜日午後2時からということで6階の第3委員会室、今度はお隣の部屋になりますのでよろしく願いいたします。

久塚座長 よろしいですか。ということで新しい委員の方、大変お疲れだと思いますが、こういう関係でやっていきますので、今後ともよろしく願いいたします。お疲れさまでした。

事務局 ありがとうございます。

— 了 —